

## 【別冊】

# 仕 様 書

## I 業務名称

立川基地跡地昭島地区平成29年度宅地維持管理（その2）業務

## II 履行期間

契約締結日の翌日から平成29年12月30日まで

## III 履行場所

立川基地跡地昭島地区 ※別紙参照

## IV 業務の目的

本件業務は、上記履行場所において、当機構が管理している土地（以下「管理地」という。）を対象として草刈・除草業務を行う。

## V 設計図面

本件業務の設計図面については、別途交付する「立川基地跡地昭島地区平成29年度宅地維持管理（その2）業務」による。

## VI 業務実施にあたって

### 1 一般事項

- 1) 本件業務は、本仕様書及び別添設計図面に基づいて実施すること。なお、記載されていない事項については機構担当者と協議すること。
- 2) 本件業務を実施するにあたり、歩行者及び通行車両の妨げにならぬよう、第三者の安全に十分留意し作業すること。また業務範囲内の苦情については速やかに処理すること。苦情の処理については、直ちに、機構担当者に報告すること。  
また、安全確保のため、保安要員・仮施設等が必要と思われる場合は、発注者と協議すること。
- 3) 本件業務において問題点が生じた場合は、その都度機構担当者と協議の上、処理すること。
- 4) 道路部での作業については、道路使用許可申請に係る手続きを行うとともに、業務中は、交通誘導警備員を配置し、適切な誘導を行い事故防止に努めること。

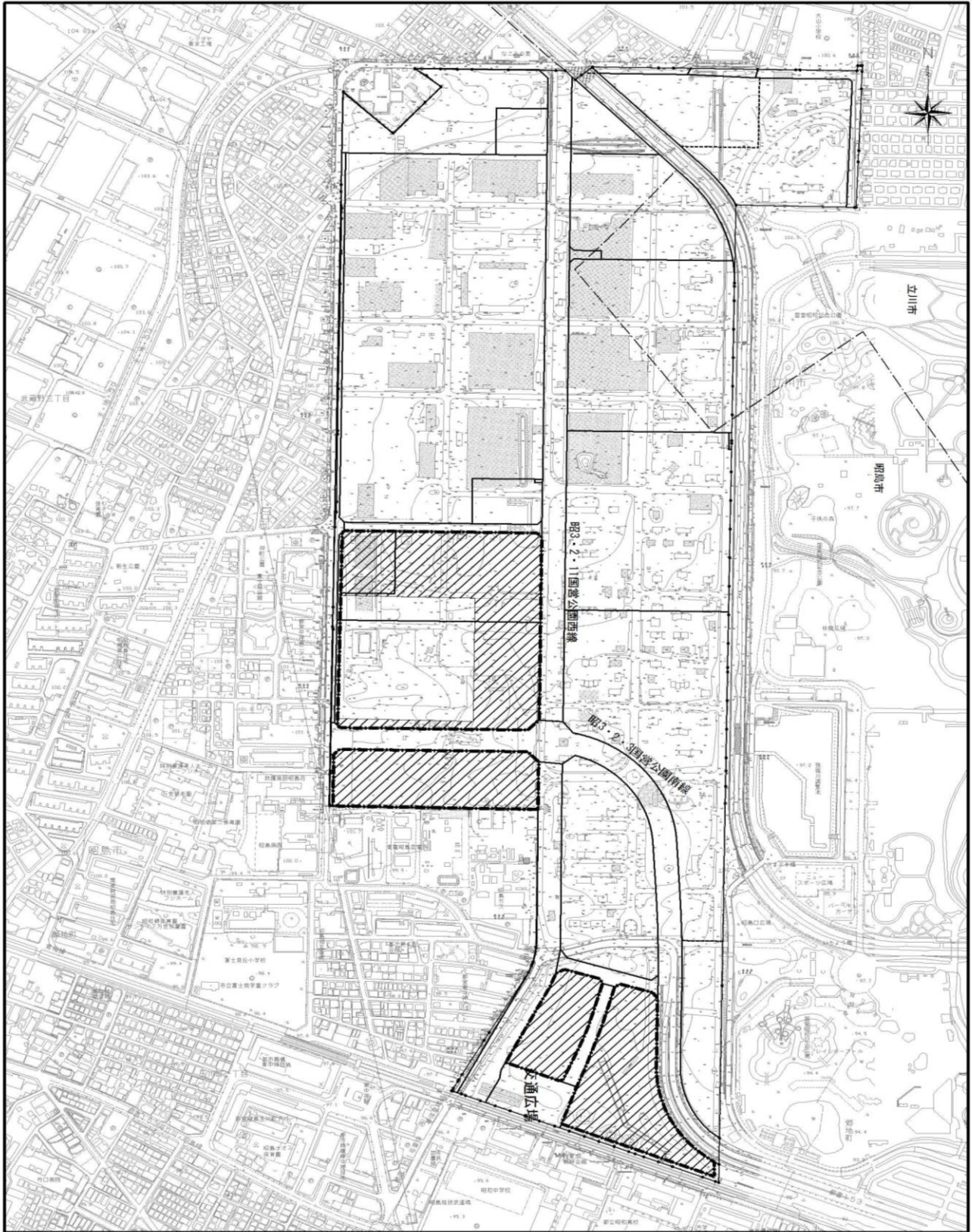
### 2 業務実施にあたっての留意事項

- 1) 業務時間は、8時から17時とし、日曜・祝祭日は作業を行わないこととする。
- 2) 除草は、刈りむら、刈残しの無いよう均一に刈取り、フェンスに絡んだツル物も

- 撤去し、集積を行って処分場へ運搬・処分すること。
- 3) 強風時は、刈草の飛散防止のため作業を行わないこと。
  - 4) 刈草は、飛散しないように集積し、仮置きしないこと。又、作業完了後の後片付け等の確認を必ず行なうこと。
  - 5) 業務中（休憩時間等を含む）に、材料、機械器具類などを放置しないこと。
  - 6) 業務従事者は、身分を明示する名札等を着用すること。
  - 7) 本件業務にあたって起きた人身・物損事故及び災害による事故は受注者の責務とする。なお、この場合は速やかに発注者にその旨を報告すること。

以 上

# 立川基地跡地昭島地区 平成29年度宅地維持管理(その2)業務



除草範囲

- ・除草平面(肩掛式) : A = 7,120m<sup>2</sup>
- ・除草法面(肩掛式) : A = 8,170m<sup>2</sup>
- ・除草平面(ハンドガレ式) : A = 76,700m<sup>2</sup>